

要介護認定率の都道府県格差に関する研究

介護予防マネジメントコース
5006A312-8 岩間 修

研究指導教員：岡浩一朗助教授

【はじめに】

平成 12 年度から施行させた介護保険制度は、今年度末で満 7 年を迎えるが、施行当初は介護サービスの供給不足が危惧され、行政は「保険あってサービスなし」の状態回避のため、特に居宅サービスの基盤整備に躍起となっていた。

しかしながら、現在では要介護認定率の増加、特に要支援、要介護 1 のいわゆる軽度認定率の大幅な増加のために、介護給付費が大幅に伸び、平成 12 年度の介護給付費の総額は約 3.2 兆円であったが、平成 16 年度のそれは 5.5 兆円と 2 倍近い伸びを示しており、給付費の増大が大きな問題となっている。

厚生労働省の介護保険事業報告によると要介護認定率は平成 12 年度末において全国平均で 11.4%、このうち軽度認定率は 4.6%、要介護 2 および要介護 3 のいわゆる中度認定率は 3.7%、要介護 4 および要介護 5 のいわゆる重度認定率は 3.1%であった。

ところが、平成 16 年度末においては、要介護認定率は 16.3%で、このうち軽度認定率は 8.0%、中度認定率は 4.5%、重度認定率は 3.8%となっている。

平成 12 年度から平成 16 年度までの 4 年間で要介護認定率は 4.9 ポイントの増加となっており、そのうち軽度認定率は 3.4 ポイント、中度認定率は 0.8 ポイント、重度認定率は 0.7 ポイントの増加となっており、軽度認定率の増加幅は認定率全体の増加幅の 69%を占めている。

平成 16 年度の軽度認定率を都道府県別に見ると、茨城県の 5.2%を最低に、埼玉県の 5.6%、千葉県 の 6.1%と続く。

一方、軽度認定率の高い県は、徳島県の 11.9%、長崎県の 11.8%、福岡県の 10.8%となっており、最低の茨城県と最高の徳島県では、軽度認定率に 2 倍以上の開きがあるのが現状である。

このため、本研究では、要介護認定率の都道府県格差に焦点をあて、格差を生じさせている要因についての分析を試みた。

【研究方法】

分析に使用したデータは、厚生労働省の「介護保険事業報告」、「医療施設調査」、「患者調査」、「病院調査」、総務省統計局の「国勢調査」、「就業構造基本調査」等である。統計分析ソフトは SPSS11.0Jを使用した。

【結果と考察】

本研究における分析の結果の概要は以下のとおりである。

1. 要介護認定率に及ぼす影響が大きい要因で、かつ認定率の増加要因となっているものは、介護関係では「老健リハ定員」、「高齢者一人当たりの特養定員」、「日帰り介護施設の数」、「老健入所者の単独世帯の割合」、医療関係では「人口 10 万人当たりの医師数」となっていた。この結果から、介護関係施設の整備を進めることは、要介護認定率を高めることが示唆された。逆に、要介護認定率の抑制に寄与しているものは、老人福祉センターの数であった。
2. 軽度認定率への影響が大きく、かつ正の影響を及ぼしているものは、「高齢者の単独世帯の割合」、「肝疾患の外来受療率」、「医師数」、「高齢者一人あたり定員（療養型）」、「軽費老人ホーム定員」となっていた。この中でも特に、高齢者の単独世帯の割合はその影響の大きさを示す標準偏回帰係数が 1.541 と高い数値を示しており、一人暮らしの高齢者数の増加が軽度認定率を大きく引き上げることが示唆された。

一方、負の影響を示しているものは、「65 歳以上高齢者の有業率」、「保健師数」、「老人福祉センター数」および「悪性新生物外来受療率」であった。

また、介護サービスの利用による軽度認定率の変化については、有意な影響を及ぼす要因はなく、軽度認定率の軽減に介護サービスの影響は認められなかった。

3. 重度認定率に大きな影響を及ぼす要因で、かつ正の影響を示しているものは、「高齢者一人当たりの特養の定員」と「老健の定員」、「介護福祉施設サービスの一人当たり費用額」、「医師数」および「脳血管外来受療率」となっていた。

負の影響を示しているものは、「人口 10 万人当たりの軽費老人ホームの定員」と「認知症対応型共同生活介護の受給者一人当たり費用額」であった。この結果から、介護保険施設の整備が重度認定率を増加させることが示唆された。

また、軽費老人ホームと認知症対応型共同生活介護の整備は重度認定率の抑制に効果のあることが示唆された。

【まとめ】

現在、その増加が大きな問題となっている軽度要介護認定率に関しては、その抑制に一人暮らし高齢者数の減少と、65 歳以上の高齢者の有業率の上昇が特に影響が大きいことが示唆された。

一人暮らしの高齢者数を減少させることは高齢化と核家族化の進む現状においては容易に解決できる問題ではないと考えられる。

このため、今後は一人暮らしの高齢者に対し行政や地域が積極的な働きかけを行い、一人暮らしでも健康で自立した生活が長期にわたって送れるよう、今以上に支援していく必要がある。

さらに、今後、いわゆる団塊の世代の大量退職により、今以上に高齢者の就業問題が大きな課題となることが予想される。

このため、高齢者に働く機会を与え、生き甲斐をもって生活できる環境づくりを推進していくことが求められる。